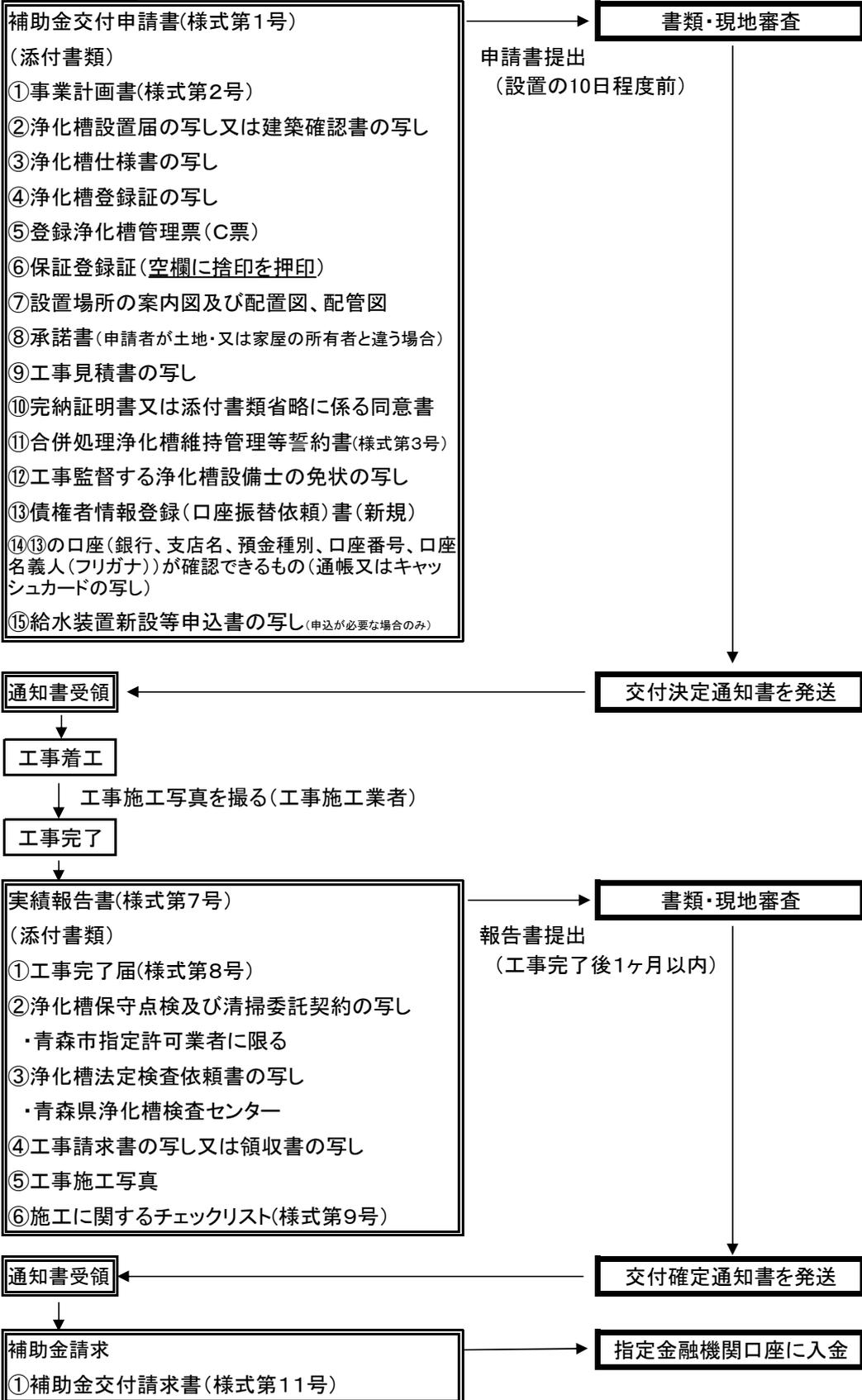


# 合併処理浄化槽設置整備事業補助金申請の流れ

**二重線枠** : 申請者(浄化槽を設置する本人)

**太線枠** : 廃棄物対策課

**工事着工前(建替えによる新築の場合は解体前)に申請書を提出**  
 (既設の汲み取り便所または単独処理浄化槽の設置状況を確認しますので、市担当者の確認が済むまでは取り壊さないでください)



※法定検査を必ず受検するとともに、保守点検・清掃を法に定められた回数以上実施してください。